条例第4条第6号審査基準

条例第4条第6号

建築基準法第51条ただし書(同法88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた建築物(政令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。)又は工作物(第一種特定工作物に限る。)を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

審査基準

- 1 予定建築物等
 - 予定建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - 一 建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた用途に供する 建築物
 - 二 建築基準法第88条第2項において準用する同法第51条ただし書の 規定による許可を受けた用途に供する第一種特定工作物
- 2 開発行為の区域

建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた区域とする。

3 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域(避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。)とする。